

○ 学校における在籍者数等の変化に応じた対応

「これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン」（平成30年9月検討のまとめ）（平成30年度以降の子供の学習費調査に関する研究会）（抜粋）

（新たな学校種の追加可能性）

研究会では、現行の調査対象8学校種に加え、近年創設されたものを含め新たな学校種（※）を本調査に追加する可能性について検討した。いずれの学校種も、公立・私立ともに現行調査学校種を上回る規模の学校数又は在籍者数を持つものはなく、現時点で調査対象に追加し得る学校種はないが、幼保連携型認定こども園が将来的に相当程度の在籍者数規模に達した場合、本調査における取扱いを検討することとする。

（※幼保連携型認定こども園、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校(定時制)、高等学校（通信制）、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校一般課程）

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日 閣議決定）（抜粋）

（※「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）のフォローアップを踏まえた決定）

(iii) 子供の学習費調査については、以下のとおりとする。

- ・ 令和9年度の当該調査に向け、（中略）幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することを検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

※「子供の学習費調査」の対象学校種に係る変遷

平成 6年度 「子どもの学習費調査」を開始（※平成26年度以降は「子供の学習費調査」に名称変更）

当初の対象学校種は、以下のとおり。

公立・私立の幼稚園（4・5歳児）

公立の小学校

公立・私立の中学校

公立・私立の高等学校（全日制）

（※ 従前の「保護者が支出した教育費調査」の対象学校種に私立の中学校を追加したもの）

14年度 私立の幼稚園（3歳児）を追加

18年度 公立の幼稚園（3歳児）、私立の小学校を追加

○「子供の学習費調査」における特別支援学校の取扱いについて

※学校基本調査「年次統計」における特別支援学校の取扱いに関する修正について（令和7年12月報道発表資料）（抜粋）

- ・ 学校基本調査の参考資料として平成11年度から掲載している「年次統計」における「大学（学部）進学率」について、算出方法の分母に特別支援学校（中学部）の卒業生数が含まれていなかったことは不適切であり、不適切な当該箇所については、過去に遡って数値の修正を行うとともに、その経緯等について調査。

$$\text{大学（学部）進学率} = \frac{\text{大学（学部）の入学者（※）}}{\text{3年前の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業生及び中等教育学校前期課程修了者}} \\ (\text{※従来から特別支援学校の卒業生を含んでいる})$$

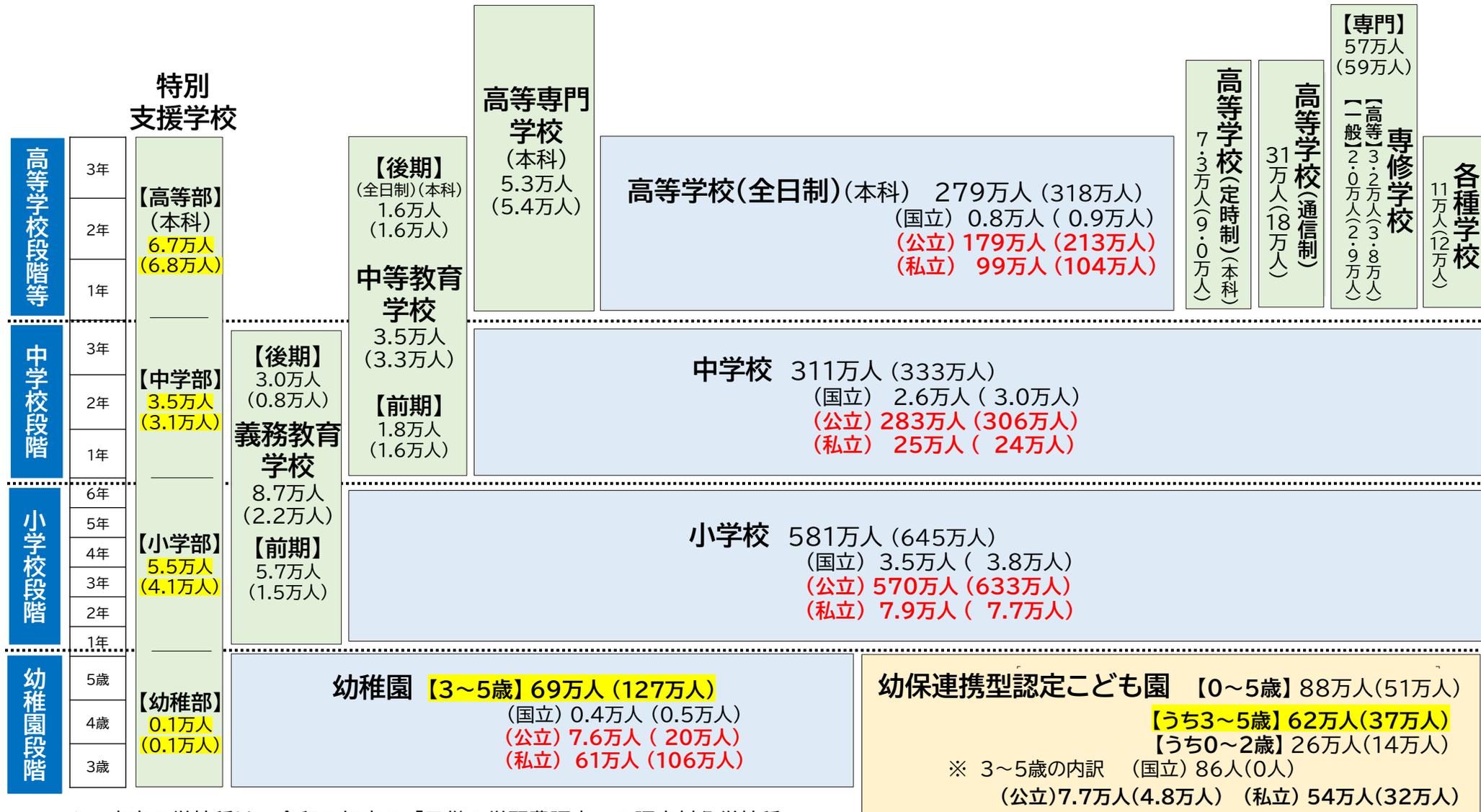
- ・ また、学校基本調査全体について、同様の不適切な扱いがないか確認し、必要な修正を行うとともに、**学校基本調査以外の調査についても同様の取扱いがないか確認。**

3 学校基本調査以外の調査の状況

- 今回の事案を受け、学校基本調査以外の調査において、特別支援学校の扱いについて同様に改善を図るべきものや見直しの検討が考えられるものがないか、担当局及び大臣官房において調査を実施した。この結果、**次に掲げる調査においては、次期の調査実施までに、学校現場の負担にも配慮しながら、見直しを行い、必要な措置を講ずる予定。**

- ・ 公立学校施設の老朽化状況調査
- ・ 薬物乱用防止教室の開催状況調査
- ・ 学校保健統計調査
- ・ 教員免許状授与件数等調査
- ・ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
- ・ 高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査
- ・ 農山漁村体験活動実施状況等調査（内閣官房共同実施）
- ・ 児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究
- ・ 中学校技術・家庭科（技術分野）／高等学校情報科の指導体制等に関する調査
- ・ 高等学校教育の改革に関する推進状況調査
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査
- ・ 学校給食実施状況等調査
- ・ **子供の学習費調査**
- ・ 英語教育実施状況調査
- ・ 私立高等学校等初年度授業料等調査

学校種ごとの在籍者数の推移

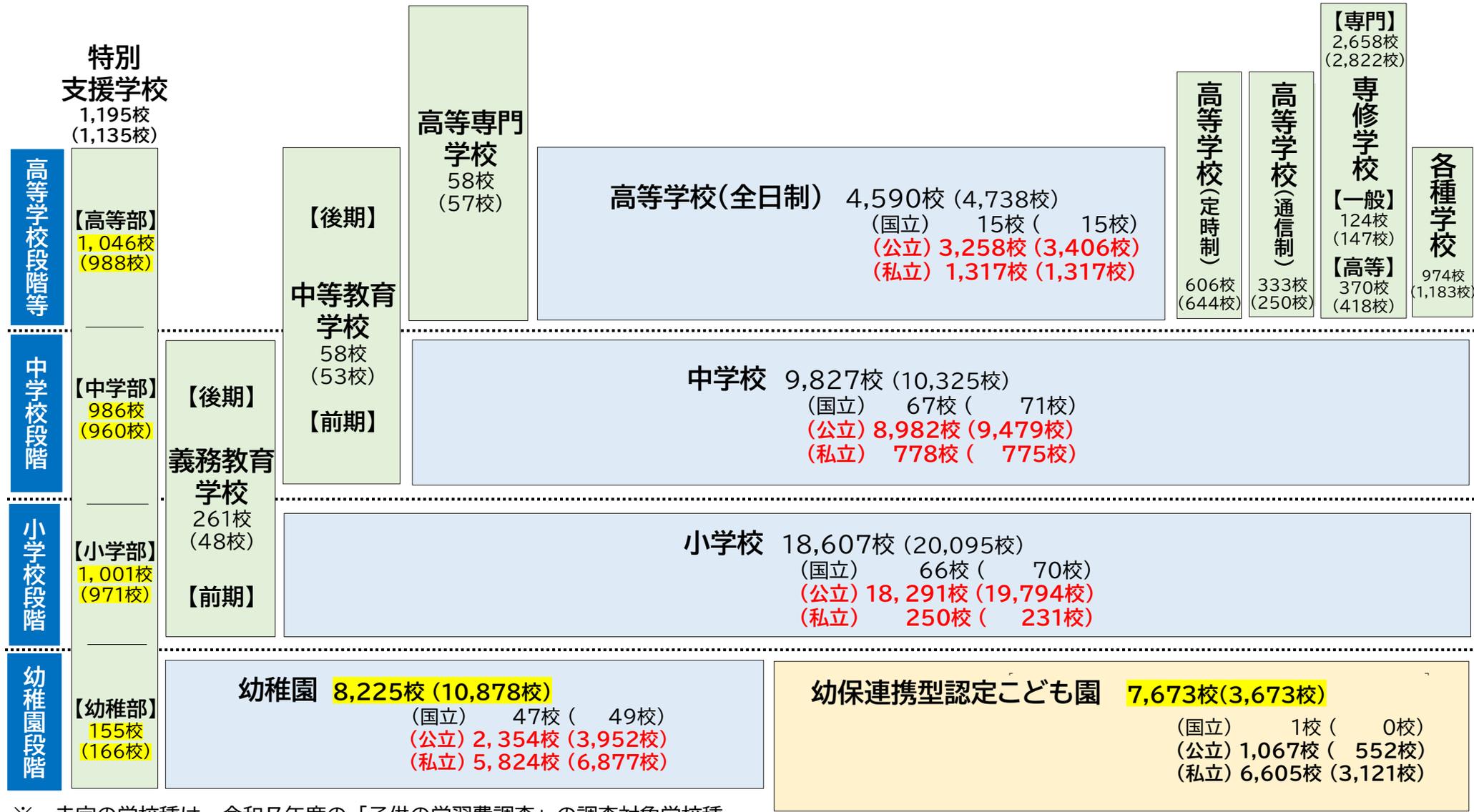


※ 赤字の学校種は、令和7年度の「子供の学習費調査」の調査対象学校種。

※ 人数は、令和7年5月1日現在（括弧内は平成29年5月1日現在）。四捨五入の関係で合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

※ 幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む。

学校種ごとの学校数の推移



※ 赤字の学校種は、令和7年度の「子供の学習費調査」の調査対象学校種。
 ※ 学校数は、令和7年5月1日現在（括弧内は平成29年5月1日現在）。幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む。
 ※ 各学校の数は、本校（本園）の他、分校（分園）がある場合、分校（分園）を含めたもの。
 ※ 高等学校（全日制、定時制、通信制）の数は、それぞれ併置校を含めたもの。

学校種ごとの在籍者数・学校数(一覧)

令和7年5月1日現在

学校種			高等学校(定時制)(本科)				専修学校(高等課程)		専修学校(一般課程)		専修学校(専門課程)		
	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	
高等学校段階等	計		73,331人	606校			32,239人	370校	20,280人	124校	569,107人	2,658校	
	国立		0人	0校			7人	1校	0人	0校	231人	8校	
	公立		71,612人	583校			268人	4校	0人	0校	19,572人	174校	
	私立		1,719人	23校			31,964人	365校	20,280人	124校	549,304人	2,476校	
	学校種	高等学校(全日制)(本科)	高等学校(通信制)	中等教育学校(後期)(本科)	特別支援学校(高等部)(本科)	各種学校		高等専門学校(本科)					
	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	
計	2,792,132人	4,590校	305,197人	333校	16,459人	58校	66,576人	1,046校	112,109人	974校	53,305人	58校	
国立	8,018人	15校	0人	0校	1,434人	4校	1,054人	44校	0人	0校	47,998人	51校	
公立	1,793,105人	3,258校	62,008人	82校	11,473人	35校	65,074人	989校	497人	5校	3,606人	3校	
私立	991,009人	1,317校	243,189人	251校	3,552人	19校	448人	13校	111,612人	969校	1,701人	4校	
中学校段階	学校種	中学校		義務教育学校(後期)		中等教育学校(前期)		特別支援学校(中学部)					
		在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数				
	計	3,105,297人	9,827校	29,897人	261校	18,455人	58校	34,984人	986校				
	国立	26,353人	67校	1,767人	6校	1,421人	4校	782人	44校				
	公立	2,829,783人	8,982校	28,060人	254校	12,326人	35校	34,076人	932校				
私立	249,161人	778校	70人	1校	4,708人	19校	126人	10校					
小学校段階	学校種	小学校		義務教育学校(前期)				特別支援学校(小学部)					
		在籍者数	学校数	在籍者数	学校数			在籍者数	学校数				
	計	5,812,375人	18,607校	57,027人	261校			55,487人	1,001校				
	国立	34,612人	66校	2,544人	6校			848人	45校				
	公立	5,698,430人	18,291校	54,318人	254校			54,476人	947校				
私立	79,333人	250校	165人	1校			163人	9校					
幼稚園段階	学校種	幼稚園		幼保連携型認定こども園				特別支援学校(幼稚部)					
		在籍者数	学校数	在籍者数	学校数			在籍者数	学校数				
	計	689,609人	8,225校	618,153人	7,673校			1,055人	155校				
	国立	3,916人	47校	86人	1校			54人	5校				
	公立	75,525人	2,354校	76,673人	1,067校			980人	146校				
私立	610,168人	5,824校	541,394人	6,605校			21人	4校					

※ 赤字は、令和7年度の「子供の学習費調査」の対象学校種に係るもの。幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む。幼保連携型認定こども園の在籍者数は、3～5歳児に係るもの。
 ※ 各学校の数は、本校(本園)の他、分校(分園)がある場合、分校(分園)を含めたもの。高等学校(全日制、定時制、通信制)の数は、それぞれ併置校を含めたもの。

出典：令和7年度学校基本調査(文部科学省)

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

※ 認定こども園制度は、平成18年10月に創設されたが、平成27年4月、現行制度に改善

➤ **教育・保育を一体的に行う施設**で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ① 就学前の子どもを、**保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能**
- ② 子育て相談や親子の集いの場の提供等**地域における子育ての支援を行う機能**

「認定こども園」の類型

幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園
(学校かつ児童福祉施設)

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型認定こども園

幼稚園 (学校) **保育所機能**

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型認定こども園

幼稚園機能 **保育所**
(児童福祉施設)

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型認定こども園

幼稚園機能 + 保育所機能
(認可外保育施設等)

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(こども家庭庁調べ (令和7年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
11,212 R6(10,483)	7,470 (7,136)	1,637 (1,506)	2,017 (1,754)	88 (87)

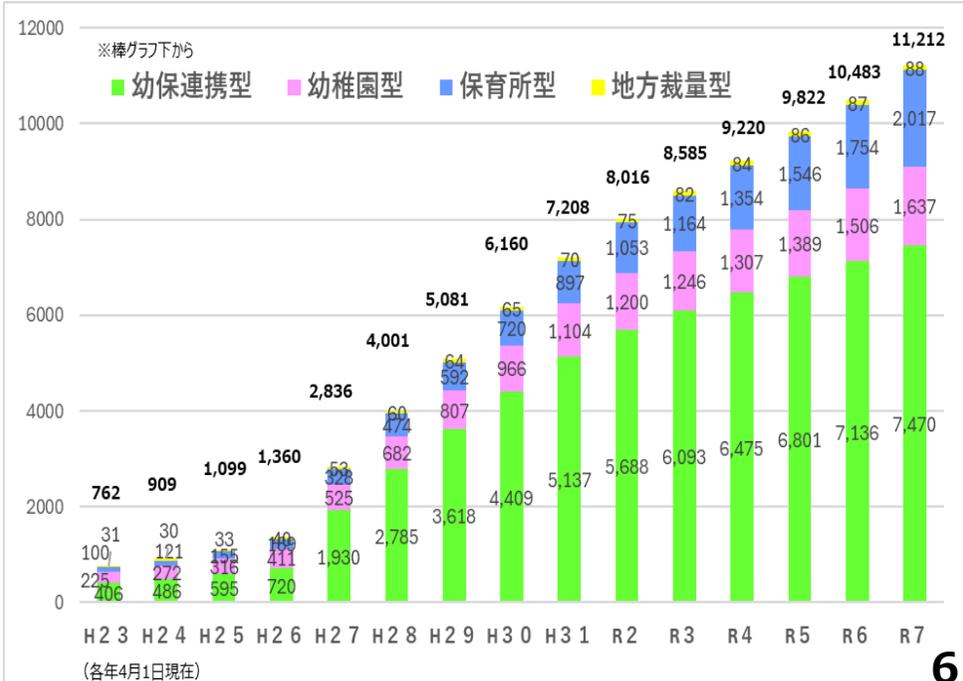
【参考】 保育所：30,781園 (保育所型認定こども園、特定地域型保育事業を含む)

※令和7年4月1日現在 ※令和7年度保育所等関連状況とりまとめより

幼稚園：8,225園 (幼稚園型認定こども園を含む)

※令和7年5月1日現在 ※令和7年度学校基本調査より

認定こども園数の推移



幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの(※)

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

※ 学校教育法には、上記(いずれも同法第1条)の他、義務教育学校(同法第1条)、専修学校(同法第124条)、各種学校(同法第134条第1項)が定められている。

認定こども園法に定めるもの

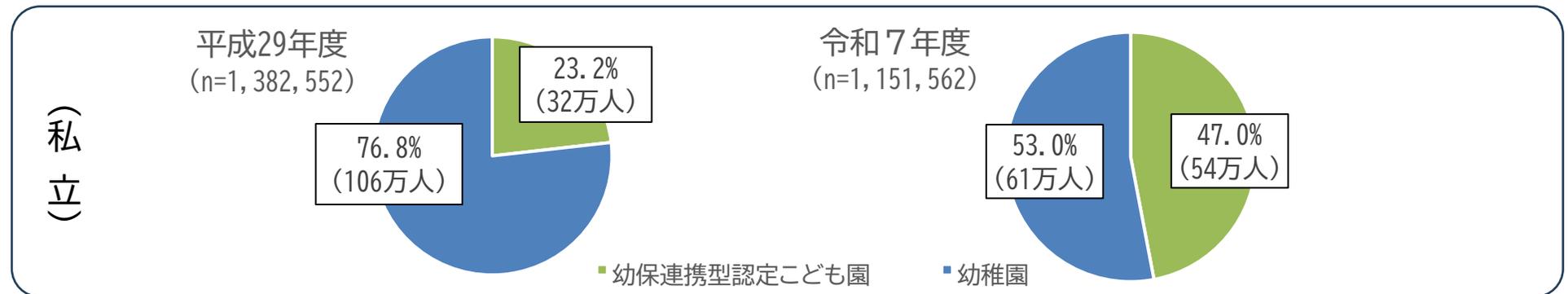
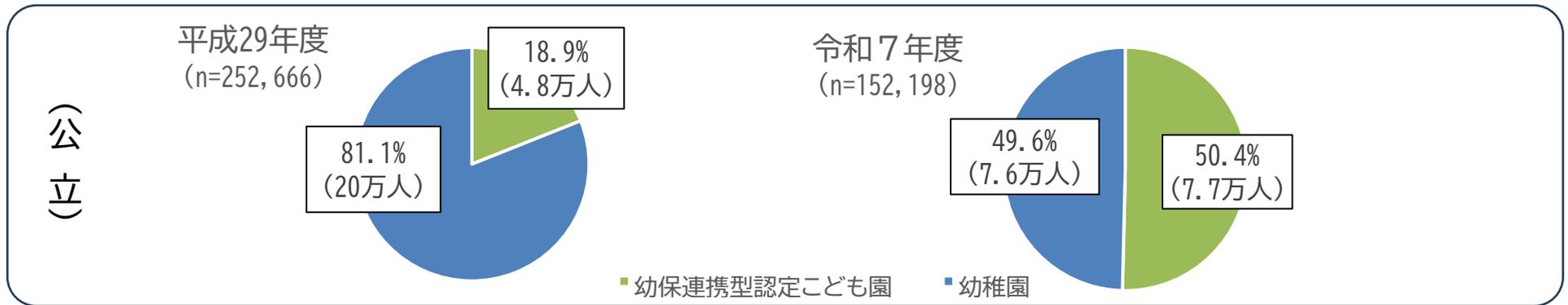
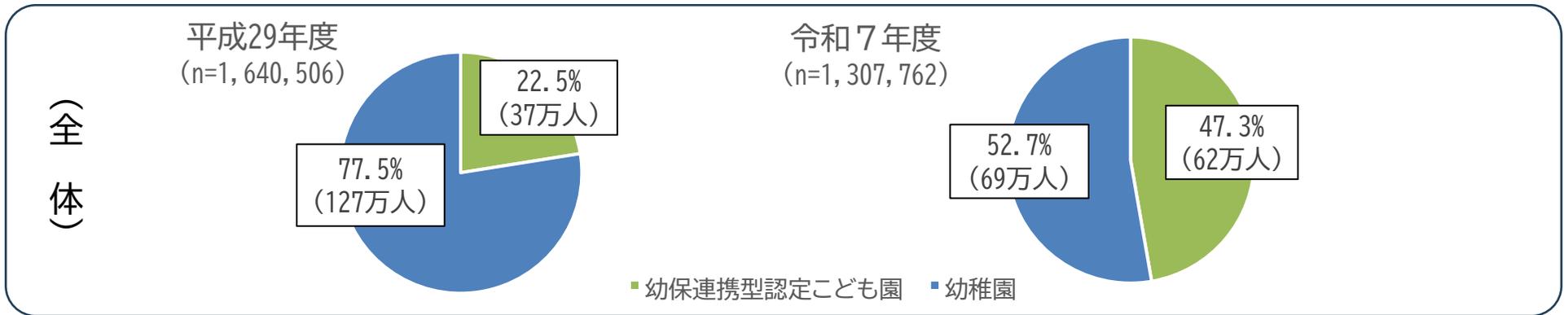
幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設 両方の性格

在園者数(3～5歳)(幼稚園と幼保連携型認定こども園)

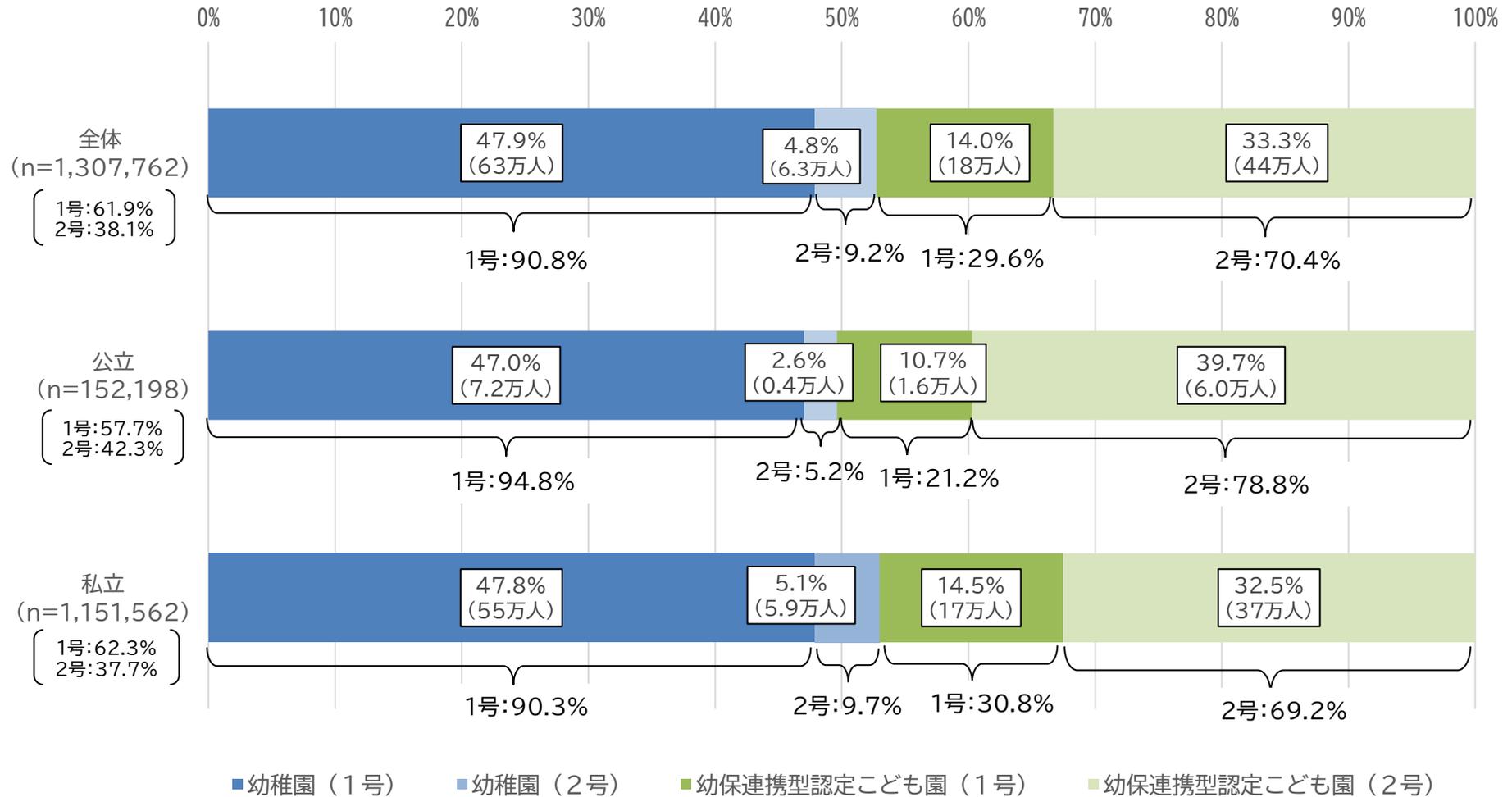


※ 括弧内は、各年度5月1日現在の在園者数(3～5歳児)。

※ 幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む。全体には、公立、私立の他、国立を含む。

在園者数(3～5歳)(幼稚園と幼保連携型認定こども園) <認定区分別>

(令和7年度)

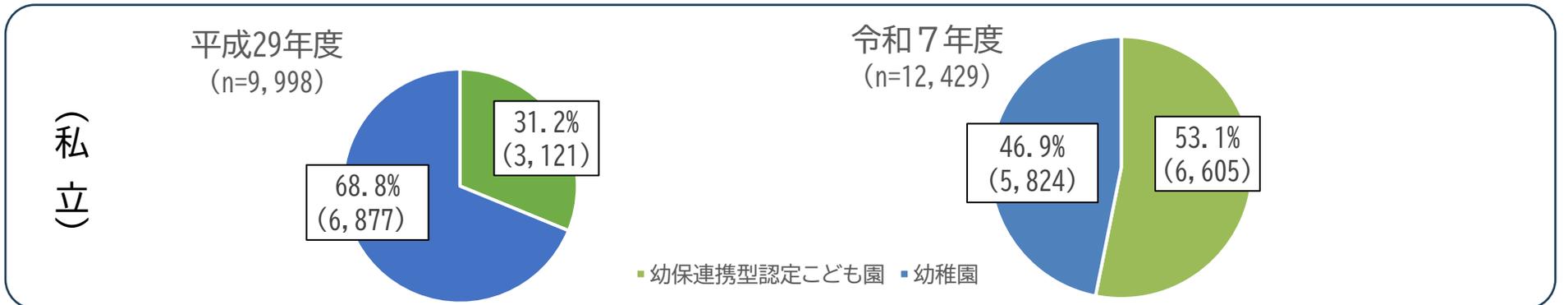
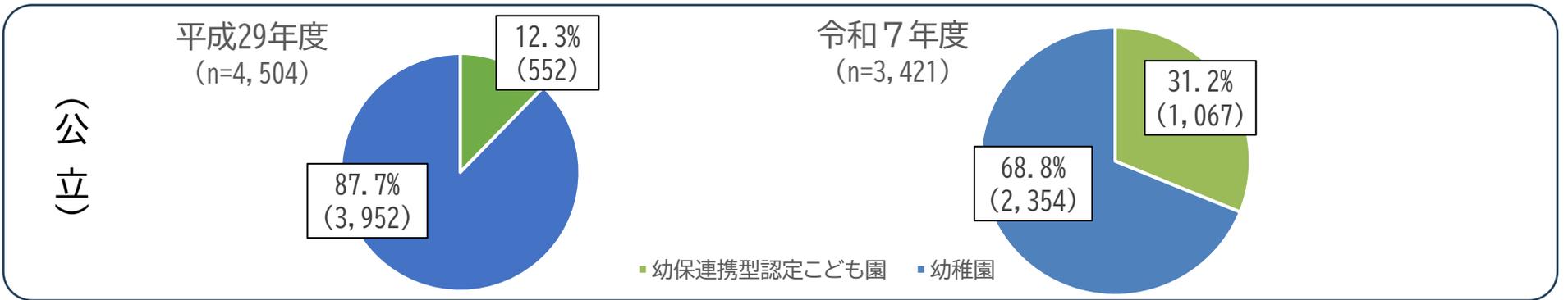
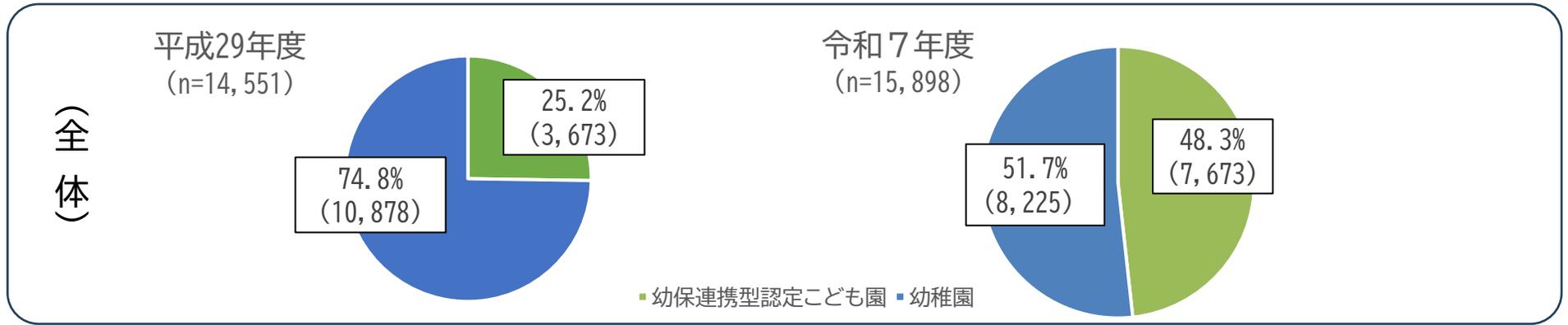


※ 人数は、令和7年5月1日現在。

※ 幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む。全体には、公立、私立の他、国立を含む。

※ 1号、2号は、子ども・子育て支援法第19条第1項の各号に基づく認定区分であり、1号は「保育の必要性なし」、2号は「保育の必要性あり」(いずれも3～5歳児が対象)。なお、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園については、便宜上、すべての在園者を1号に計上。

学校数(幼稚園と幼保連携型認定こども園)



※ 括弧内は、各年度5月1日現在の学校数。幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む。

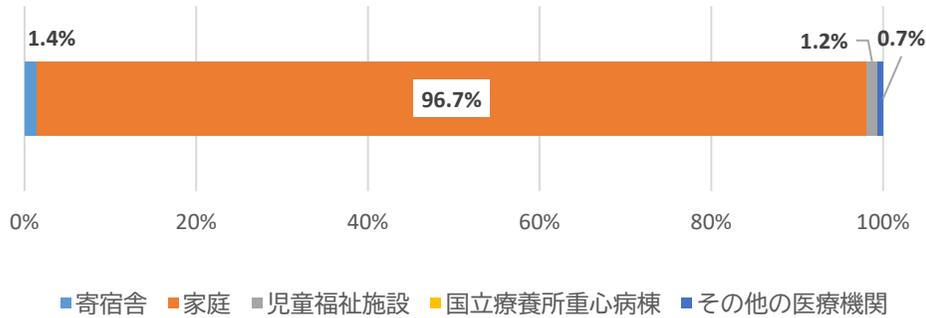
※ 全体には、公立、私立の他、国立を含む。学校数は、本園の他、分園がある場合、分園を含めたもの。

出典：学校基本調査（文部科学省）

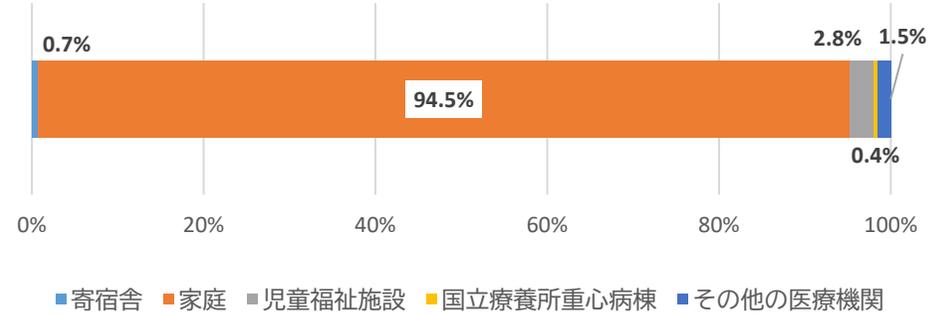
特別支援学校における在籍者数(通学状況別)

令和7年5月1日現在

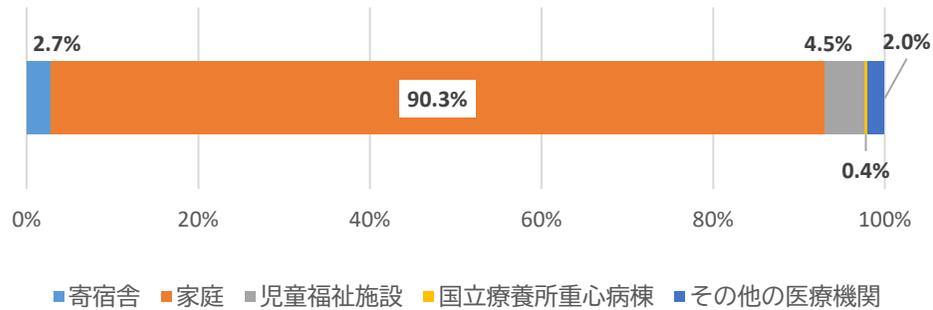
幼稚部 (n=1,055)



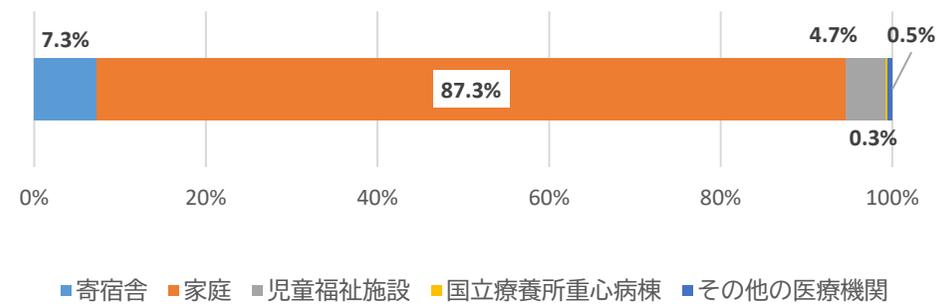
小学部 (n=55,487)



中学部 (n=34,984)



高等部 (n=67,384) (※本科の他、専攻科を含む)



※ 「児童福祉施設」とは、児童福祉法第7条に規定する施設のうち、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設。
 ※ 「国立療養所重心病棟」とは、児童福祉法第27条第2項の規定により、重症心身障害児を收容するために厚生労働大臣が指定する指定発達支援医療機関。

(現状と課題)

- 本調査は、幼稚園段階から高等学校段階までの学校に通う子供の学習活動に係る保護者の支出状況を示す公的な統計調査として、調査結果は文部科学省Webサイトやe-Stat（政府統計窓口）を通じて公表し、様々な関係者の活用にとともに、**国の教育費支援等に係る施策の検討・立案（予算積算や検証等）に資する基礎資料として活用。**

<教育費支援関連の主な施策（令和7年度）>（※ 下線は、利活用リスト（総務省）に登録されている本調査に係る施策）

	施策内容	担当省庁
高等学校等	○ <u>高校生等奨学給付金</u> （授業料以外の教育費）（対象：生活保護世帯、住民税非課税世帯） ・生活保護世帯：修学旅行費 ・非課税世帯：教科書費、学用品費、通学用品費等 ○ <u>高等学校等就学支援金</u> （授業料）【高等学校等就学支援金の支給に関する法律】 （対象：年収910万円未満世帯） ・授業料	文部科学省
小中学校等	○ <u>就学援助</u> 【学校教育法】（対象：要保護者、準要保護者） ・学用品費、通学用品費、通学費、学校給食費、オンライン学習通信費、医療費、修学旅行費等	文部科学省
幼稚園等	○ <u>幼児教育・保育の無償化</u> 【子ども・子育て支援法】（対象：幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳の子供（0～2歳は市町村税非課税世帯等が対象）） ・利用料（保育料）	こども家庭庁 文部科学省
特別支援学校等	○ <u>特別支援教育就学奨励費</u> 【特別支援学校への就学奨励に関する法律】 （対象：特別支援学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）等に通う子供の保護者等） ・学用品費（小中学部）、教科書費（高等部）、学校給食費、交通費、寄宿舎居住費、修学旅行費等	文部科学省
その他	○ <u>教育扶助等</u> （高等学校段階は生業扶助（高等学校等就学費））【生活保護法】（対象：生活保護世帯） ・学用品費、学級費、通学用品費等	厚生労働省
	○ <u>奨学援護金</u> 、 <u>就労保育援護金</u> 【国家公務員災害補償法】 （対象：公務災害又は通勤災害により障害補償年金等を受ける国家公務員等の子弟等） ・学資、保育に係る費用	人事院
	○ <u>子女教育手当</u> 【在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律】 （対象：在外公館に勤務する外務公務員の年少子女） ・入学料、授業料、外務大臣が認める教育施設における教科書の対価として納付する経費等	外務省

○ 本調査は標本調査であり、学校種ごと、学年（年齢）ごとに全国一人当たりの年間平均額を推計するため、一定規模の母集団が求められるが、各学校種における在籍者数をみると、少子化の進行、多様な学校種における教育機会の増加等を背景として変動がみられるものの、幼保連携型認定こども園を除いて、いずれの学校種も、公立・私立ともに、現行の調査対象8学校種に並ぶ規模の在籍者数には至っていない状況。

○ また、幼稚園と幼保連携型認定こども園における在籍者数（3～5歳）及び学校数をみると、公立・私立ともに、幼稚園が減少し、幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」）が増加している状況。

【公立】（在籍者数） 幼稚園：認定こども園 = 81.1%：18.9%（H29）→ 49.6%：50.4%（R7）
（学校数） 幼稚園：認定こども園 = 87.7%：12.3%（H29）→ 68.8%：31.2%（R7）

【私立】（在籍者数） 幼稚園：認定こども園 = 76.8%：23.2%（H29）→ 53.0%：47.0%（R7）
（学校数） 幼稚園：認定こども園 = 68.8%：31.2%（H29）→ 46.9%：53.1%（R7）

○ なお、幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり、0～5歳の者が通園するが、
・ 0～2歳の者は、すべて保育の必要性を有する者（3号認定）であり、児童福祉施設として通園しており、
・ 3～5歳の者は、保育の必要性を有しない者（1号認定）と保育の必要性を有する者（2号認定）が通園しており、両者に対して、教育と保育が一体的に行われているが、両者の間では、保育の必要性に応じて、一日あたりの教育・保育時間や休園日等が異なることで、国の支援の在り方や仕組みに違いがあり、こうした点が子供の学習費（学校教育費、学校外活動費等）に及ぼす影響が一定程度あるものと考えられる。

（参考）幼保連携型認定こども園における認定区分別の在園比率（3～5歳）

【公立】 1号認定：2号認定 = 21.2%：78.8%（R7）

【私立】 1号認定：2号認定 = 30.8%：69.2%（R7）

（※上記の各号は、子ども・子育て支援法第19条第1項の各号に基づく認定区分）

○ 一方、特別支援学校における在籍者数をみると、大半が公立学校に在籍しており、幼稚部、小学部、中学部、高等部と段階を経るにつれて、一学年（年齢）当たりの在籍者数が増加する傾向。また、通学状況別にみると、中学部と高等部では、1割程度の者が家庭以外から通学している状況（中学部：9.7%、高等部：12.7%（R7））。

(主な論点)

- 本調査の対象学校種について、前回の研究会から7年が経過し、各学校種における在籍者数や学校数が変化中、回答者（保護者）や実務担当者（自治体や学校の関係者）の負担を勘案しつつ、調査実施の必要性（結果の活用）を念頭に置き、「幼保連携型認定こども園」や「特別支援学校」をはじめ、他の学校種の追加等について、どのように対応することが適当か。

- 本調査において、他の学校種を対象とする場合、以下の点について、どのように対応（現行の調査対象学校種との関係を含む）することが適当か。
 - ・ 調査対象数（学校数、1学年（年齢）当たりの調査対象数）
 - ・ 調査項目や調査方法等
 - ・ その他、留意すべきこと

○ 調査周期の見直し

(現状と課題)

- 本調査は、**令和6年度から隔年で実施**しているが、調査実施の翌年度に集計・公表（翌年度の12月公表）を行い、並行して、次の調査の設計・調整を行っており、**調査結果を踏まえた実施方法等の点検に係る時間が十分に確保されていない**状況。
- また、本調査の実施に当たっては、回答者である保護者はもとより、自治体や学校関係者等の協力が不可欠であるが、学校における働き方改革が一層求められる中、**調査実施に係る事務負担を一層軽減**することが必要。
- 一方、本調査結果については、教育費支援等に係る各種取組のエビデンスとして活用されているが、近年、**教育費の負担軽減に係る政策ニーズが急増し、関連する新たな取組が推進され、その成果の検証が求められており、タイムリーに調査結果を公表**していくことも必要。



(主な論点)

- 本調査は、令和6年度の調査開始以来、隔年で実施しているが、**調査の効果的・効率的な実施等の観点から、3年毎に実施するなど、調査周期を見直すことが必要**ではないか。

○ 調査を実施する学校の無作為抽出に係る実施主体（現在は都道府県）の見直し

（※ 学校を無作為抽出することは、調査対象となる保護者を無作為抽出するための過程の一部）

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日 閣議決定）（抜粋）

（※「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）のフォローアップを踏まえた決定）

(iii) 子供の学習費調査については、以下のとおりとする。

- ・ 令和9年度の当該調査に向け、（中略）調査実施学校の選定者を都道府県から調査の実施主体である文部科学省へ変更すること（中略）を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	調査対象学校数				1学年（年齢）当たりの調査対象者数		調査対象者数（※2）			
	平成30年度		令和3年度以降		平成30年度	令和3年度以降	平成30年度		令和3年度以降	
公立幼稚園	150校	3～5歳児園 100校	251校	3～5歳児園 201校	8人	3歳児：8人 4・5歳児：6人	3,200人	3歳児 800人	4,620人	3歳児 1,608人
		4～5歳児園 50校		4～5歳児園 50校	8人	6人		4・5歳児 2,400人		4・5歳児 3,012人
私立幼稚園	150校		197校		6人	8人	2,700人		4,728人	
公立小学校	150校		405校		6人	8人	5,400人		19,440人	
私立小学校	175校		70校（※1）		6人	8人	6,300人		3,360人	
公立中学校	150校		150校		6人	6人	2,700人		2,700人	
私立中学校	65校		73校		8人	10人	1,560人		2,190人	
公立高等学校 （全日制）	150校		221校		8人	12人	3,600人		7,956人	
私立高等学校 （全日制）	150校		232校		8人	12人	3,600人		8,352人	

※1. 私立小学校の調査対象学校数は、平成29年度における私立小学校のうち、対象条件を満たすもの（208校）を単純に3分の1にしたもの。

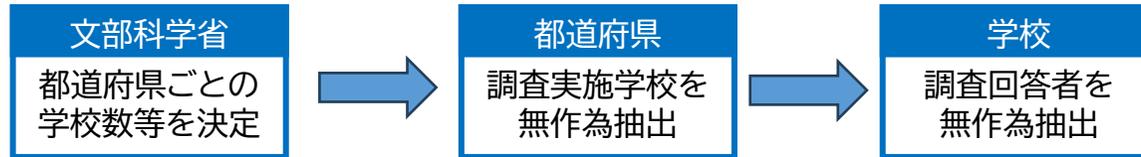
※2. 調査対象者数は概数であり、1学年（年齢）当たりの対象者数に満たない学年（年齢）を持つ学校が調査対象となることを考慮し、設定した人数より少なる可能性あり。

○ 都道府県別調査実施学校数（令和5年度調査）

区 分	幼 稚 園				小 学 校		中 学 校		高等学校(全日制)	
	公立	3～5歳児	4～5歳児	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
合 計	251	201	50	197	405	74	150	73	221	232
北海道	3	3	—	8	15	1	5	1	10	6
青森	—	—	—	1	4	—	2	1	1	1
岩手	2	2	—	—	4	—	2	—	2	1
宮城	5	5	—	5	6	1	2	—	3	3
秋田	—	—	—	—	3	—	1	—	1	—
山形	1	—	1	1	3	—	1	—	1	2
福島	10	9	1	3	5	1	2	—	5	2
茨城	8	5	3	4	9	2	4	1	6	5
栃木	—	—	—	2	6	1	3	1	3	3
群馬	5	5	—	1	6	—	3	—	4	3
埼玉県	4	4	—	19	25	2	10	3	15	12
千葉県	9	5	4	15	21	3	9	3	12	11
東京都	19	14	5	29	40	18	11	24	15	40
神奈川県	3	2	1	23	30	10	11	8	15	16
新潟県	1	1	—	—	7	—	3	—	5	3
富山県	—	—	—	—	2	—	2	—	1	1
石川県	—	—	—	1	4	1	2	1	1	2
福井県	1	1	—	—	3	—	1	—	1	1
山梨県	—	—	—	—	3	1	1	—	1	1
長野県	—	—	—	3	6	2	3	—	4	2
岐阜県	6	6	—	3	7	1	3	1	6	2
静岡県	19	19	—	5	12	2	5	2	7	9
愛知県	9	9	—	15	27	1	11	3	17	15
三重県	8	6	2	2	6	—	2	—	4	2
滋賀県	19	19	—	—	5	—	2	—	3	2
京都府	4	4	—	4	8	4	2	3	4	8
大阪府	23	19	4	15	28	6	11	6	13	22
兵庫県	24	15	9	7	18	3	7	3	13	8
奈良県	11	9	2	—	4	2	1	2	2	2
和歌山県	1	1	—	—	3	1	1	1	1	1
鳥取県	—	—	—	—	2	—	—	—	1	1
島根県	6	6	—	—	2	—	—	—	1	1
岡山県	14	13	1	1	6	1	3	—	4	3
広島県	1	—	1	5	9	3	3	2	5	5
山口県	1	1	—	4	4	—	1	1	1	2
徳島県	6	1	5	—	2	—	—	—	1	—
香川県	6	6	—	1	2	—	1	—	1	1
愛媛県	2	2	—	2	4	—	1	—	2	1
高知県	1	1	—	—	2	1	—	—	1	1
福岡県	3	3	—	13	20	2	7	2	9	13
佐賀県	—	—	—	—	3	—	1	1	1	1
長門県	—	—	—	1	4	1	2	—	1	3
熊本県	2	2	—	2	6	—	1	—	4	4
大分県	2	—	2	1	4	—	2	—	1	2
宮崎県	—	—	—	—	3	1	1	1	1	2
鹿児島県	2	2	—	1	6	1	2	1	5	5
沖縄県	10	1	9	—	6	1	2	1	6	1

(現状と課題)

- 現在、本調査では、調査対象について、
 - ① **文部科学省が都道府県ごとの調査実施学校数等を決定** (※1) し、
 - ② **地域の実情等も勘案**して、**都道府県** (※2) が**調査実施学校を無作為に抽出**し、
 - ③ 抽出された**学校が在籍する子供** (保護者 (調査回答者)) を**無作為に抽出**している。



- (※1) 学校種ごとに以下の状況に応じて、学校数等を決定
 - 【公立・私立幼稚園、公立小学校、公立中学校】市町村の人口規模別 (※) の幼児・児童・生徒数
 - (※) ①10万人未満、②10万人以上30万人未満、③30万人以上100万人未満、④100万人以上・特別区の4区分
 - 【私立小学校】母集団 (全国の私立小学校数) の3分の1の学校数
 - 【私立中学校】在籍生徒数
 - 【公立・私立高等学校 (全日制)】設置する学科数 (普通科、専門学科、総合学科)
- (※2) 都道府県知事 (私立) 又は都道府県教育委員会 (公立)

- 上記②の**都道府県が行う調査実施学校の無作為抽出**については、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針や自治体対象の各種会議等において、**事務負担軽減**の観点から、**文部科学省で対応するよう要望**が寄せられている。
- 本調査の実施に当たっては、回答者である保護者はもとより、自治体や学校の関係者等の協力は不可欠であり、**調査に係る事務負担を一層軽減**しつつ、**国と自治体等が一定の役割分担の下、連携して調査を継続することが必要**。

(主な論点)

- **調査対象となる学校の無作為抽出**については、地域個別の実情等に配慮することは難しくなるが、本調査の特性 (全国平均値を推計) に鑑み、各都道府県の**事務負担軽減**の観点から、**文部科学省で行う**こととしてはどうか。
- 当該抽出を文部科学省で行う場合、**調査実施学校の選定にかかる手順等**について、**変更を行うべき点**はないか。

○ 紙面回答に係る調査票の回収方法（現在は保護者→学校→都道府県→文部科学省）の見直し 等

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日 閣議決定）（抜粋）

（※「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）のフォローアップを踏まえた決定）

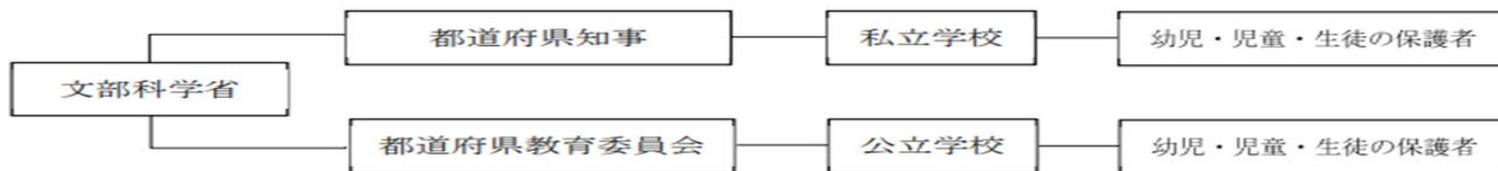
(iii) 子供の学習費調査については、以下のとおりとする。

- ・ 令和9年度の当該調査に向け、調査票の回収業務を都道府県を経由せずに文部科学省において対応すること（中略）を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（現状と課題）

- 現在、本調査では、紙の調査票については、
 - ・ 保護者が、提出用の封筒に封緘して、学校に提出し、
 - ・ 学校が、封筒を取りまとめて、都道府県に提出し、
 - ・ 都道府県が、封緘済みの調査票を開封・点検・取りまとめを行い、文部科学省に提出することとしている。
- 令和3年度調査及び令和5年度調査では、保護者自身の希望により回答方法（オンラインor紙調査票）を選択し、調査票への学校名や整理番号等の基礎情報の記入は保護者が行うこととしていたが、令和7年度調査では、原則オンライン回答とし、基礎情報は調査票にあらかじめ印字することとしている。

◎調査票の配布，学校を経由する調査票（紙面）の回収



◎オンラインによる調査票の回収



- 現在、**都道府県が行う調査票の回収業務**については、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針や自治体対象の各種会議等において、**事務負担軽減**の観点から、**文部科学省で対応するよう要望**が寄せられている。
- なお、**調査票の開封・点検**については、都道府県の要望を踏まえ、**令和5年度調査では、文部科学省が試行的に実施し、令和7年度調査から、本格実施**しているところであるが、**現在のところ大きな問題は生じていない**。

(参考) 都道府県における紙の調査票の開封・点検にかかる作業コストの概算見積りは、以下のとおり。

◎令和7年度 第1回調査票約 5,000枚

(平均約60枚/県、最大252枚/県、最小1枚)

- ・調査票の開封・点検には、35通あたり25分所要(係実測値)
- ・開封・点検には平均約40分(最大で約3時間)程度が必要。
さらに学校からの受け取り、学校ごとの提出数をデータ化し、
発送事務作業が必要。

◎令和5年度 第1回調査票約13,000枚

(平均約100枚/県、最大420枚/県、最小2枚)

- ・調査票の開封・点検には、35通あたり60分所要(R7を踏まえて仮定)
- ・開封・点検には仮定上で平均約2時間(最大で約12時間)程度が必要。
さらに学校からの受け取り、学校ごとの提出数をデータ化し、
発送事務作業が必要。

- 本調査の実施に当たっては、回答者である保護者のもとより、自治体や学校の関係者等の協力は不可欠であり、**調査に係る事務負担を一層軽減**しつつ、**国と自治体等が一定の役割分担の下、連携して調査を継続**することが必要。

(主な論点)

- **回収業務の一部である調査票の開封・点検**について、文部科学省で行う場合に大きな問題が生じていないことを踏まえ、**調査票の提出**についても、各都道府県の事務負担軽減の観点から、**都道府県を経由せずに、学校又は保護者から、文部科学省に対して行う**こととしてはどうか。
- 調査票に誤記等が生じている場合、回収後に都道府県へ連絡・照会を行うことが必要となるが、**調査票等への誤記を減らす方策**について、考えられるものはあるか。

(連絡・照会を必要とする例)

- ・異なる提出回の調査票を使用して提出があった場合
- ・調査票に記載の回答者の属性が対象者の選定方法と齟齬がある場合